

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月26日

【発行者名】 エネクス・インフラ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 松塚 啓一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

【事務連絡者氏名】 エネクス・アセットマネジメント株式会社
取締役兼財務経理部長 進 裕二

【電話番号】 03-4233-8330

【届出の対象とした募集内国投資証券
に係る投資法人の名称】 エネクス・インフラ投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券
の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：その他の者に対する割当

567,870,750円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年6月15日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2023年6月26日開催の本投資法人役員会において、発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 頁で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

（3）【発行数】

< 訂正前 >

（前略）

（注2） 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称			みずほ証券株式会社
割当口数			6,750口
払込金額			588,000,000円(注)
割当予定先の 内容	本店所在地		東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の氏名		取締役社長 浜本 吉郎
	資本金の額（2023年3月31日現在）		125,167百万円
	事業の内容		金融商品取引業
	大株主（2023年3月31日現在）		株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%
本投資法人と の関係	出資関係	本投資法人が保有している 割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している 本投資法人の投資口の数 （2023年3月31日現在）	0口
	取引関係		一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する 特別記載事項 1 オーバーアロットメントによ る売出し等について」に定義されます。以下同 じです。）の事務主幹会社です。
	人的関係		該当事項はありません。
	本投資口の保有に関する事項		

（注） 払込金額は、2023年5月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額
です。

< 訂正後 >

（前略）

（注2） 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称			みずほ証券株式会社
割当口数			6,750口
払込金額			567,870,750円
割当予定先の 内容	本店所在地		東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の氏名		取締役社長 浜本 吉郎
	資本金の額（2023年3月31日現在）		125,167百万円
	事業の内容		金融商品取引業
	大株主（2023年3月31日現在）		株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%
本投資法人と の関係	出資関係	本投資法人が保有している 割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している 本投資法人の投資口の数 （2023年3月31日現在）	0口
	取引関係		一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する 特別記載事項 1 オーバーアロットメントによ る売出し等について」に定義されます。以下同 じです。）の事務主幹会社です。
	人的関係		該当事項はありません。
	本投資口の保有に関する事項		

（注）の全文削除

（４）【発行価額の総額】

< 訂正前 >

588,000,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、2023年5月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

567,870,750円

(注)の全文削除

（５）【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2023年6月26日（月）から2023年6月28日（水）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

1口当たり84,129円

(注)の全文削除

（１５）【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当の手取金上限588,000,000円については、本投資法人が策定した本グリーンファイナンス・フレームワーク(注1)の適格基準(注2)を満たす、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 前回公募増資時取得資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（高崎太陽光発電所Bをいい、以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金として借り入れた借入金の一部返済、本投資法人が策定した本グリーンファイナンス・フレームワークの適格基準を満たす将来の新たな特定資産の取得資金又は運転資金の全部又は一部に充当する予定です。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金11,760,000,000円については、取得予定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

（中略）

(注4) 上記の各手取金は、2023年5月26日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

本第三者割当の手取金上限567,870,750円については、本投資法人が策定した本グリーンファイナンス・フレームワーク(注1)の適格基準(注2)を満たす、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 前回公募増資時取得資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（高崎太陽光発電所Bをいい、以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金として借り入れた借入金の一部返済、本投資法人が策定した本グリーンファイナンス・フレームワークの適格基準を満たす将来の新たな特定資産の取得資金又は運転資金の全部又は一部に充当する予定です。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金11,357,415,000円については、取得予定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

（中略）

(注4)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、2023年6月15日（木）開催の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口135,000口の一般募集（以下「一般募集」又は「本募集」ということがあります。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているエネクス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の親会社である伊藤忠エネクス株式会社（以下「伊藤忠エネクス」ということがあります。）及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」ということがあります。）からそれぞれ、6,255口及び495口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、6,750口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2023年7月28日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、2023年6月15日（木）開催の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口135,000口の一般募集（以下「一般募集」又は「本募集」ということがあります。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているエネクス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の親会社である伊藤忠エネクス株式会社（以下「伊藤忠エネクス」ということがあります。）及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」ということがあります。）からそれぞれ、借り入れる本投資口6,255口及び495口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、2023年6月29日（木）から2023年7月28日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）